

秋田市教育委員会  
令和2年4月定例会  
(当日配布資料)

【資料目次】

付議案件

議案第6号 職員の人事について承認を求める件 … 1

教育長等の報告

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校等の再開予定等につ  
いて … 3

議案第6号

職員の人事について承認を求める件

職員の人事については、急を要したので秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第5号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり、教育長が臨時に代理して処理した。

## 秋田市教育委員会人事異動に関する件（課長級以上）

## ○ 令和2年4月1日付け（併任）

## 次長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏名
副理事	観光文化スポーツ部副理事 兼秋田市民交流プラザ管理室長 兼市民生活部副理事 兼子ども未来部副理事	大橋 一 仁

## 解除 次長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏名
教育委員会職員併任を解く	副理事	佐藤 均

## 課長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏名
生涯学習室参事	子ども未来センター所長 兼少年指導センター所長	畑山 淑子

## 解除 課長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏名
教育委員会職員併任を解く	生涯学習室参事	新田目 剛

## 新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校等の再開予定等について

### 1 小・中・高等学校、美大附属高等学院

#### (1) 離任式等の状況

- ・通知表は、3月23日から30日にかけて配付した（高等学校等は郵送）。
- ・離任式は、3月25日から27日にかけて実施した（小学校6校においては中止）。

#### (2) 再開の予定

- ・新学期からは通常の活動に戻し、感染拡大防止の措置を講じた上で、始業式（4月6日）、入学式（4月7日～8日）等の行事を行う。
- ・スポ少活動および小・中・高等学校等の部活動については、4月6日から再開する。
- ・臨時休校に伴う未履修事項については、新学期に指導する。

#### (3) 再開にあたっての留意事項

##### 【健康面への配慮】

- ・家庭と連携した毎朝の検温や風邪症状の有無の確認を行う。
- ・手洗い、咳エチケットの徹底やマスクの励行を働きかける。
- ・密閉空間にならないよう換気を徹底するほか、密集を避けるため座席の間隔を確保する。
- ・アルコール消毒液や塩素系漂白剤により、よく触れる場所の消毒を行う。
- ・給食においては、配膳台等の消毒による衛生管理を行うとともに、給食当番の児童生徒は必ずマスクまたは代用となるハンカチ等を着用する。

##### 【児童生徒の活動】

- ・集団感染のリスクがある密閉・密集・密接の3つの密を避ける。
- ・始業式・入学式等の実施にあたっては、感染拡大防止のため、参加者の範囲や式典時間に配慮する。
- ・部活動においては、県外の学校との練習試合は、当面の間行わない。

##### 【その他】

- ・首都圏等の感染拡大地域からの新入生・転入生については、来秋後2週間の自宅待機を経てから登校するように保護者に依頼している。
- ・首都圏等から本市の学校に勤務することとなった教員については、来秋後2週間の自宅待機を経てから勤務させる。

#### (4) 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の対応

- ・本市の児童生徒または教職員が陽性となった場合は、文部科学省が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（下記参照）の内容を踏まえ、休校等の措置およびその期間を判断する。

#### 【参考】

「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」  
（文部科学省作成）より抜粋

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。

- ※ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）  
（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。

#### (5) 児童生徒または教職員が濃厚接触者であることが判明した場合の対応

- ・本市の児童生徒または教職員が濃厚接触者となった場合、PCR検査において陰性となっても、2週間自宅待機とする。

## 2 社会教育施設

### (1) 施設の開館

- ・図書館については、3月24日から18歳以下への図書の閲覧・貸出しを実施している。3月24日以降の貸出人数は例年の春季休業中と同程度である。
- ・自習スペースなどの利用については、予定どおり4月7日から再開する。  
（4月6日は休館日）

### (2) イベント・行事等

- ・施設が主催するイベント・行事等については、4月1日から再開している。